



みんなで支える介護保険 No100

問 保健福祉課 介護保険係 ☎ 476-1111 (136)

◆ 介護保険料の仮徴収

4月から仮徴収が始まります。

大崎町では、65歳以上の方の介護保険料は、年額を6回に分けて納めていただいております。納期（納めていただく時期）は4月・6月・8月を仮徴収期間、前年中の所得が確定して保険料が決まった後に、10月・12月・2月を本徴収期間として納期を設けています。

4月 (第1期)	6月 (第2期)	8月 (第3期)	10月 (第4期)	12月 (第5期)	2月 (第6期)
仮徴収期間			本徴収期間		
前年度2月に徴収した金額と同程度の額をそれぞれ徴収			『年間保険料－仮徴収合計額』を3回に分けて徴収		



有効期限表示のある介護保険被保険者証をお持ちの方へ

平成17年9月以前に発行された介護保険被保険者証は、第一面に有効期限欄がありましたが、介護保険法の改正により、平成17年10月1日以降に発行されている被保険者証の有効期限は廃止されており、介護認定を受けている場合や再交付を受けている場合は、有効期限のない新しい被保険者証が交付されています。

それより前に交付された被保険者証は、有効期限が『平成18年3月31日』と記載されていますが、経過措置により期限を経過してもそのまま利用することができますので、現在お持ちの方は大切に保管していただきますようお願いします。

なお、要介護認定を受けている場合、要介護認定には有効期間があります。これについては、被保険者証の第二面に記載されています。有効期間を経過すると介護サービスが受けられません。期限の60日前から認定の更新申請ができますので、介護サービスを受ける方は役場介護保険係の窓口で更新の手続きを行ってください。

大崎町の介護保険事業の報告

介護保険事業の実績についての報告（利用者の1割負担を除いた大崎町の支払い分）

第1号被保険者（65歳以上の人）		4,731人	平成23年1月末日 現在
要介護（支援）認定者		836人	
給付実績	在宅介護サービス費	33,982,155円	平成22年12月の 給付実績
	施設介護サービス費	50,189,933円	
	その他（介護予防サービス費も含む）	24,613,396円	
	介護サービス費 合計	108,785,484円	



大崎町の医療費

問 保健福祉課 国民健康保険係 ☎ 476-1111 (135)

平成22年度

区分	診療年月	国民健康保険		
		一般分	退職者分	合計
被保険者数	平成22年11月	4,875人	266人	5,141人
	平成21年11月	5,185人	188人	5,373人
医療費総額	平成22年11月	127,448,791円	8,802,701円	136,251,492円
	平成21年11月	138,437,905円	4,780,048円	143,217,953円
一人当たり医療費	平成22年11月	26,143円	33,093円	26,503円
	平成21年11月	26,700円	25,426円	26,655円